

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一

### 告 示

○宮城県工業動態統計調査の実施

(統計課)

一

○産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請

(循環型社会推進課)

二

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

三

○保安林の指定

(森林整備課)

三

○保安林の指定の解除

(同)

三

○道路の区域変更

(道路課)

四

○道路の供用開始

(同)

四

○土地区画整理組合の理事についての届出

(都市計画課)

四

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

四

## 規 則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十九号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則(昭和四十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

ページ

第二条の第五号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の下に「(口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の非常勤職員公務災害補償等条例施行規則第二条の第五号の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

## 告 示

○宮城県告示第千四十六号

統計調査条例(平成四年宮城県条例第十五号。以下「条例」という。)第二条第二項に規定する県基幹統計調査として、宮城県工業動態統計調査を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査目的

県内の工業生産の動態を明らかにするため、鉱工業生産指数作成の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査範囲

1 別表第一に掲げる品目を生産する事業所のうち、別に定める「宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関選定要領」で選定した事業所(以下「対象事業所」という。)

2 別表第二に掲げる品目の生産動態を毎月集計する機関のうち、別に定める「宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関選定要領」で選定した機関(以下「対象機関」という。)

三 調査期日

平成二十九年一月から、毎月末日現在において行う。

四 調査事項

1 別表第一に掲げる品目

(一) 事業所名

(二) 事業所所在地

(三) 生産品目

輸送機械工業	電子部品・デバイス工業	情報通信機械工業	業務用機械工業	生産用機械工業	業 種	品目数	品 目
1	2	2	2	1			鋼船
							半導体製造装置の部分品
							測量機器、理化学機械器具
							火災・防犯警報装置、記憶装置の部分品
							プリント配線板、磁気ヘッド

別表第一

宮城県鉱工業生産指数として公表する。

七 公表

3 提出期限 調査期日の翌月十五日

2 提出部数 一部  
宮城県震災復興・企画部統計課

1 提出先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

六 調査票の提出

2 対象機関の調査  
宮城県震災復興・企画部統計課職員が調査事項を聴取する方法により行う。

1 対象事業所の調査  
条例第五条第一項に規定する統計調査員又は郵送により対象事業所に配布し、当該対象事業所の管理責任者が自計申告する方法により行う。

五 調査方法

1 対象事業所の調査  
条例第五条第一項に規定する統計調査員又は郵送により対象事業所に配布し、当該対象事業所の管理責任者が自計申告する方法により行う。

2 別表第二に掲げる品目  
（一）生産量又は生産金額  
（二）出荷量  
（三）月末在庫量

（四）生産量又は生産金額  
（五）出荷量（水産缶詰を除く。）  
（六）月末在庫量（鋼船を除く。）

窯業・土石製品工業	化学、石油・石炭製品工業	食料品工業	木材・木製品工業	公益事業	業 種	品目数	品 目
1	1	7	1	2			液晶ガラス基板
							農薬
							肉製品、水産缶詰、海藻加工品、水産練製品、冷凍水産物、冷凍水産食品、その他の水産食料品、生菓子、米菓、清涼飲料、ビール、発泡酒、第三のビール、配合飼料、コーヒール、ヨーグルト
							合板、建築用木製組立材料
							ユニット住宅

別表第一

○宮城県告示第千四十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 大林道路株式会社

2 所在地 東京都千代田区猿楽町二丁目八番八号

3 代表者の氏名 代表取締役 長谷川 仁

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市下野郷字新南長沼五十七番三号

三 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類等の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

五 申請年月日

平成二十八年十月十四日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

2 縦覧期間 平成二十八年十二月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十九年二月十日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第千四十八号

県営七ヶ宿2期地区土地改良事業農山漁村地域整備交付金中山間地域総合整備事業（生産基盤型事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十八年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年十二月二十七日から平成二十九年一月三十一日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十八年十二月二十七日

一 保安林の所在場所

気仙沼市中山三五三の六九

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市寺島字川向四五の五二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 築館登米線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
栗原市築館字照越町田一〇二番七地先から	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
同市築館字照越古屋敷二六番九地先まで	後	一一・〇 二九・七	六六〇・六
		一二・七 三一・一	六六〇・六

○宮城県告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	栗原市築館字照越町田一〇二番七地先から同市築館字照越古屋敷二六番九地先まで	平成二十八年十二月二十七日

○宮城県告示第五十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町吉岡南第二土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

安藤 一郎 黒川郡大和町吉岡字西柿木十九番地の一(六十七B一九七)

小川 豊彦 黒川郡大和町吉田字新南谷地四十番地の一

小原 哲 黒川郡大和町吉岡字天皇寺百八十四番地の五十四

笠原 公男 黒川郡大和町吉岡字中町四十五番地

梶井 晃 黒川郡大和町吉岡字天皇寺百八十四番地の四十一

梶井 雄次 黒川郡大和町吉岡字東下蔵六十番地

佐藤 多津男 黒川郡大和町吉岡字古館百二番地

中山 和廣 黒川郡大和町吉岡字館下四十一番地

### 公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる一 多賀城市留ヶ谷一丁目三百五十三番一

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

多賀城市留ヶ谷一丁目十五番一号

菅野 喜夫

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

気仙沼市笹が陣八十五番一、八十六番、八十七番二、九十三番、九十四番、九十五番、九十八番三、九十九番、百番十二の各一部、八十五番一地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

気仙沼市